資料２－２

【男女共同参画　推進体制について】

男女共同参画推進委員会

市の条例第 25 条に基づく委員会。男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議する。庁内会議で協議された内容について決定・公開を行うために、審議を行う。

↑ **協議された内容を確認・審議**

男女共同参画推進会議

副市長を会長とし、部長級職員が委員を務める会議。市の男女共同参画施策の策定及び総合調整を行う。また幹事会で点検された内容について確認・協議をする。

↑ **協議された内容を確認・協議**

男女共同参画推進会議幹事会

関係課選出の委員により組織する会議。事務局からの議題や各所属からの実績評価などについて、点検を行い、意見をする。

↑ **提出された内容を点検**

各所属

男女共同参画行動計画に基づいた事業を実施。実施計画書によって、事業の進捗を評価・報告する。

⇄

事務局（市民協働課）

男女共同参画事業を担当。各会議との連絡、各所属との調整等を行う。